

令和7年5月7日

公 告

陸上自衛隊
航空学校宇都宮校
分校長 古賀 幹徳

栃木県宇都宮市上横田町1360に所在する陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、令和8年度から食堂・売店等を設置し経営を行う業者について、下記のとおり募集します。

記

1 公募に付する事項

(1) 設置業種

ア 食堂（飲酒提供含む）	1 店舗
イ 物品販売（コンビニ）	1 店舗
ウ クリーニング取次店	1 店舗

(2) 設置場所

栃木県宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地厚生センター内

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による設置

4 公募期間

令和7年5月7日（水）～令和7年6月5日（木）

5 募集要領等の取得方法

(1) 電子データによる取得方法

陸上自衛隊東部方面会計隊HP（「東部方面会計隊 公募」で検索）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/koubo.html>

北宇都宮駐屯地HP（「北宇都宮駐屯地 公式」で検索）

<https://www.mod.go.jp/gsdf/kitautunomiya/>

(2) 上記によりがたい場合は8項の「問い合わせ先」に連絡をお願いします。

6 公募に関する説明（現場説明を含む）

説明会の日時は指定しないので、随時、8項の「問い合わせ先」の担当者と調整してください。

7 その他

細部は、募集要領及び仕様書を確認してください。

8 問い合わせ先

〒321-0106

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

航空学校宇都宮校 総務課 厚生班（担当：福島、橋本）

電 話 028-658-2151（内線250）

FAX 028-658-2151（内線514）

e-mail su8461-avnsh@inet.gsdf.mod.go.jp

募 集 要 領

(北宇都宮駐屯地における食堂・売店等の設置及び経営)

北宇都宮駐屯地

募 集 要 領

1 概 要

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、食堂・売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の名称及び所在地

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（所在地：栃木県宇都宮市上横田町1360）

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数
ア 食堂（飲酒提供） 1店舗
イ 物品販売（コンビニエンスストア） 1店舗
ウ クリーニング取次店 1店舗
- (3) その他
細部は「仕様書（その1）」及び「仕様書（その2）」のとおり。

5 公募に関する説明（現場説明を含む）

個別対応するので、6 項(1)イの担当者と調整されたい。

6 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第 1） 1 部

(イ) 企画提案書（食堂等）（別紙様式第 2-1） 20 部

次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
 - d 店舗レイアウト図（別紙第 4）（平面図）
 - e 店舗イメージ図（別紙第 5）（外観、内装等イメージ図）
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載）
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針（職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
 - m 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
- 1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。
- n 会社概要
 - o その他のアピールポイント
 - p 販売予定商品と同等の写真（デジタル写真可 販売予定価格を記入 10 枚以内（日本産業規格 A 4 に各 4 枚以内貼付）（別紙第 6）
- (ウ) 企画提案書（売店等（コンビニエンスストア））（別紙第 2 - 2） 20 部

次の事項（会社概要）について、必ずすべて記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
- b 営業日及び営業時間
- c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード、

- プリペイドカード、売り掛けの対応等)
- d 店舗レイアウト図(別紙第4)(平面図)
- e 店舗イメージ図(別紙第5)
 - 外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。
- f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
- g 対応するサービスの種類(ATM、コピー、FAX、公共料金支払、郵便ポスト設置等)
- h 商品の供給体制
- i 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
- j 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
- k 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- l 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載)
- m クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- n 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針(職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等)
- o 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
 - 1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
 - なお、2年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。
- p その他のアピールポイント
- (エ) 企画提案書(売店等(コンビニエンスストアを除く。))(別紙第2-3)20部
 - 次の事項(会社概要)について、必ずすべて記載すること。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙第3)
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類(レジ(現金)、電子マネー・クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等)
 - d 店舗レイアウト図(別紙第4)(平面図)
 - e 店舗イメージ図(別紙第5)
 - 外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - k 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針(職員が利用する際の利点等)
 - l 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算

出した事業計画

1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
なお、2年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。

m その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 1部

業者パンフレット、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品等の内容がわかるような資料等（日本産業規格A4）

(エ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。

a 業務確約書（別紙第7）

b 戸籍抄本

(a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(b) 発行後3ヶ月以内のもの

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。
これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

(a) 個人

その3の2

(b) 法人

その3の3

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書

発行後3ヶ月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）

i 誓約書（別紙様式第8）

j 役員名簿（別紙様式第9）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることがで

きる。

イ 提出先

〒321-0106

栃木県宇都宮市上横田町1360 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

航空学校宇都宮校 総務課 厚生班（担当：福島、橋本）

028-658-2151 （内線250）

ウ 提出期限

令和7年6月20日（金）1600まで。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

7 選考の方法

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、原則として、令和7年7月4日（金）に業者を決定し、決定した業者にのみ連絡する。

(2) 必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

(3) 審査結果については、異議の申し立てはできないものとする。

8 業者決定後の提出書類

食堂・売店等の設置及び経営業者として決定されたものは、第1号から第3号までのとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 設置する案内板、看板等の種類等

店舗外に設置する必要がある場合に提出

(2) 提出先

陸上自衛隊航空学校宇都宮校総務課厚生班

(3) 提出期限

令和7年8月29日（金）1600まで

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮校分校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電話：

F A X :

メールアドレス

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地において、食堂・売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

業 種

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（食堂等）

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
イ	営業日及び営業時間 a 平 日 営業時間： b 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算用法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場所の種類）
エ	店舗レイアウト図（別紙第 4） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第 5） （外観、内装等食堂イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
ス	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等。なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。）
セ	その他のアピールポイント
ソ	販売予定商品と同等の商品の写真（別紙第 6）

企画提案書（売店等（コンビニエンスストア））

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
イ	営業日及び営業時間 a 平 日 営業時間： b 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算用法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）
エ	店舗レイアウト図（別紙第 4） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第 5） （外観、内部及びイートインコーナー等の提案を含む。）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	対応するサービスの種類 （A T M、コピー、F A X、公共料金支払、郵便ポスト設置等）
ク	商品の供給体制
ケ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
コ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
サ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
シ	衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
ス	クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
セ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
ソ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等。なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。）
タ	その他のアピールポイント

企画提案書（売店等（コンビニエンスストアを除く。））

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
イ	営業日及び営業時間 a 平 日 営業時間： b 土日祝日 営 業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算用法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場所の種類）
エ	店舗レイアウト図（別紙第 4） （平面図）
オ	店舗イメージ図（別紙第 5） （外観、内装等食堂イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去 3 年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する店舗との違い等）
ス	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 （1 日の目標利用者数、1 日の目標売上金額、人件費等。なお、2 年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。）
セ	その他のアピールポイント
ソ	販売予定商品と同等の商品の写真（別紙第 6）

主な販売予定商品・販売価格表（食堂等）

商品名	販売価格 (円)	市場価格 (円)	カロリー	食材率

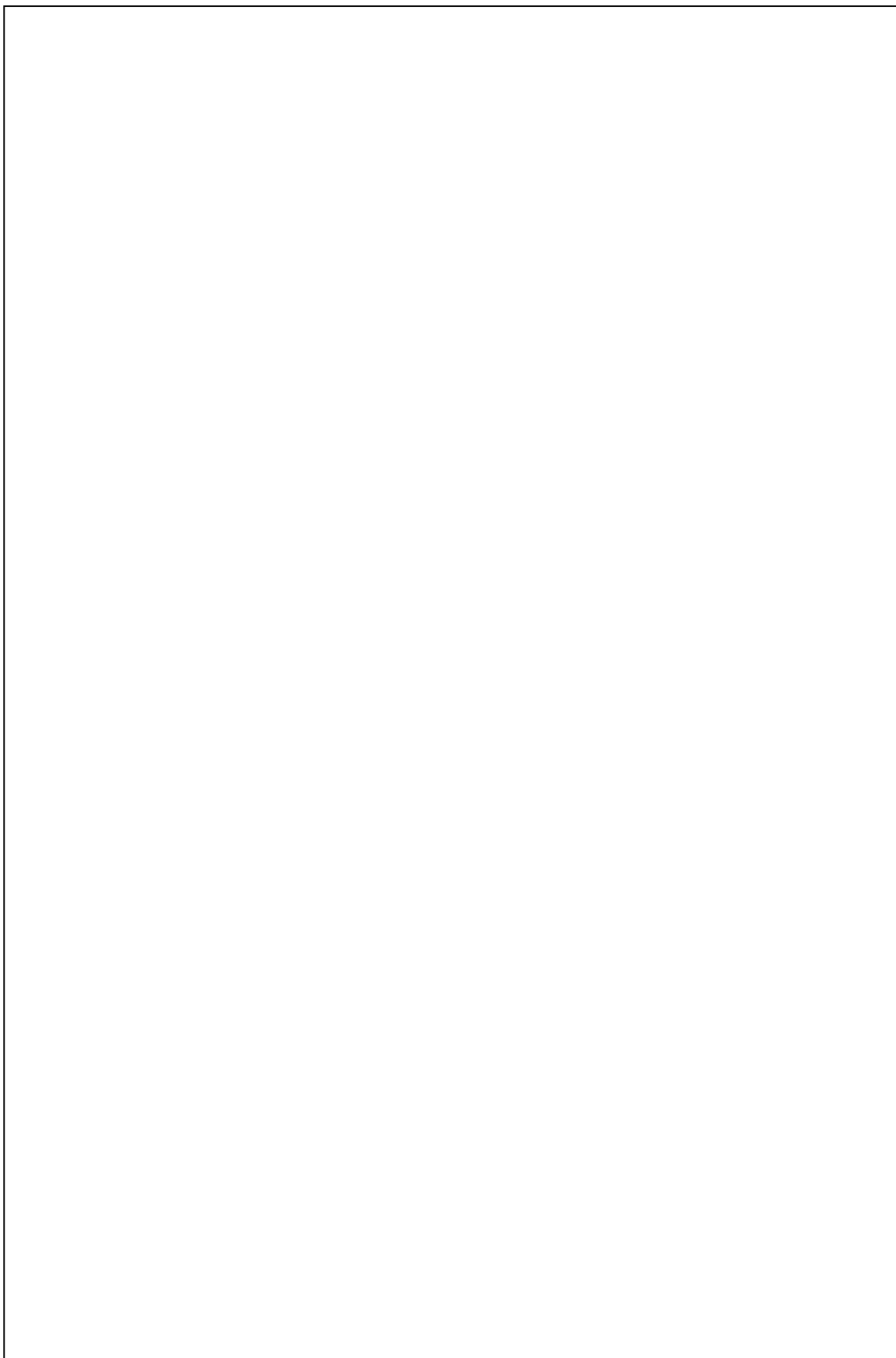
注：価格は税込みとする。

主な販売予定商品・販売価格表（売店等）

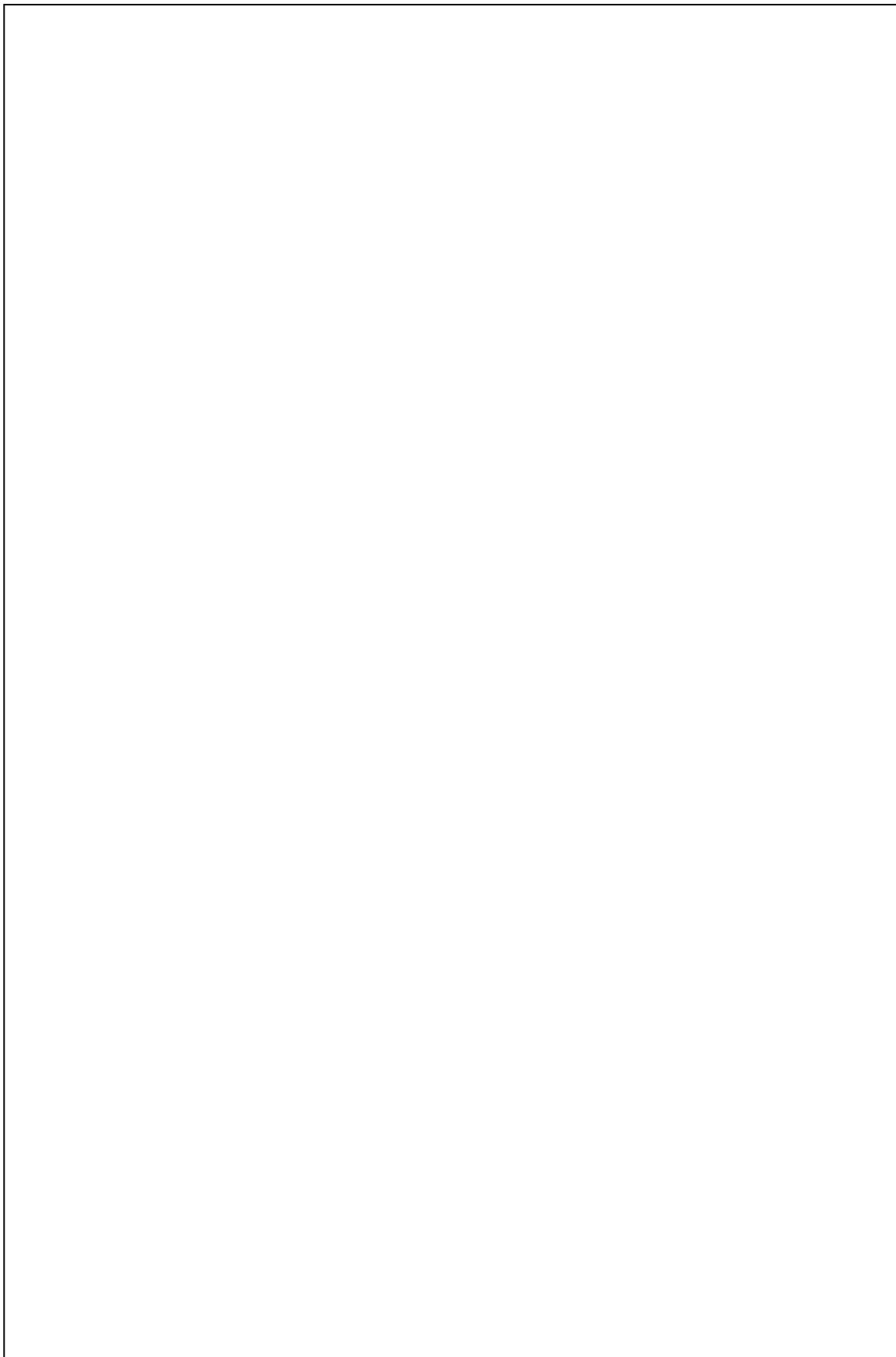
メーカー名	商品名	規格等	販売価格 (円)	市場価格 (円)

注：価格は税込みとする。

店舗レイアウト図



店舗イメージ図



販売予定商品と同等の商品の写真（4 枚× 4 枚＝ 1 6 枚以内）

商品名販売価格円カロリーKcal				商品名販売価格円カロリーKcal			
商品名販売価格円カロリーKcal				商品名販売価格円カロリーKcal			

注：並び順は、別紙第 3 に合わせること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
航空学校宇都宮分校長 殿

「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における食堂・売店等の設置及び経営の業務」の
応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第 9 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為

等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為

等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

TEL

商号又は名称

代表者氏名

仕 様 書

(北宇都宮駐屯地における食堂・売店等の設置及び経営)

北宇都宮駐屯地

仕様書（その１）

1 業務件名

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地における食堂・売店等の設置及び経営

2 業務内容

食堂・売店等の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、食堂・売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、または変更することがある。
 - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、

継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

なお、原状回復には前業者が設置し、引き継いだ壁紙、電気・ガス・水道設備、グリストラップの清掃、排水管の高圧洗浄、その他の備品の撤去を含む。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部または一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その２）の全記載事項を遵守できること。
- (5) 企画提案書の「陸上自衛隊北宇都宮駐屯地に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画書」において、２年間営業した場合の収支が黒字であること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に食堂・売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和１２年３月３１日まで国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については施設の状況等により変更もあり得る。※営業のための準備及び撤去等に要する期間も使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂・売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6 か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 食堂・売店等の設置、移設及び撤去に関する費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (6) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (7) 丙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

なお、排水管については年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。

※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。

- (8) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。
- (9) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。

なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

- (10) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の供給に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (11) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (12) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

- (13) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (14) 丙は、空調設備の運転温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (15) 丙は、売上金額を翌月 10 日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年 5 月末日までに担当職員に提出すること。
- (16) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (17) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂・売店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (18) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (19) 丙は、本仕様書、仕様書（その 2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産の使用許可の更新をしない）場合がある。
- (20) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産の使用許可の更新をしない）場合がある。
- (21) 食堂・売店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (22) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第 5 条第 2 号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その 2）のとおり。

19 貸付品

- (1) 丙は、乙に貸付品の使用料を支払うこと。使用料は年度ごとに別途指示する。

なお、使用料は納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生す

るものとする。

- (2) 丙は、自己の都合により本業務を解除した場合、残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (3) 貸付品の引き渡し、管理、修理及び返納（機材の故障、経年劣化等により使用不可又は使用するに耐えない状態の場合の機材撤去及び付帯工事等を含む）に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (4) (3)の返納時の機材搬入場所は、担当職員が別途指示する。
- (5) (3)の貸付品返納後、丙が設置した機材等は、退去の際に丙の負担により撤去する。

20 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

仕様書（その２） 1

- 1 募集業種
食堂（飲酒提供）
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
155.64㎡
※ 上記の使用許可面積以外に、自動券売機、ショーケース、案内板、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。
- 4 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、これ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、食堂1100～1330、飲酒提供1700～2100とし、これ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
昼食、夕食（飲酒提供を含む。）
- 7 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

仕様書（その２） ２

- 1 募集業種
売店（コンビニエンスストア）
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
95.30㎡
※ 上記の使用許可面積以外に、自動券売機、ショーケース、案内板、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。
- 4 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日とし、これ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、1000～1330、1700～2000とし、これ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
日用生活品、食品等一般的なコンビニエンスストア取扱商品及び訓練用品
- 7 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。

仕様書（その２） ３

- 1 募集業種
クリーニング取次店
- 2 設置場所
厚生センター
- 3 国有財産使用許可面積
20.41㎡
※ 上記の使用許可面積以外に、自動券売機、ショーケース、案内板、看板等を設置する場合についても使用許可を得るとともに、国有財産使用料を支払うものとする。
- 4 光熱水料
国有財産使用料とは別に徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始（12／29～1／3）を除く毎日とし、これ以外は任意又は別途協議する。
 - (2) 営業時間
原則として、1000～1300、1700～2000とし、これ以外は任意又は別途協議する。
- 6 販売品目
クリーニング取次
- 7 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料は返金及び減額は一切しないものとする。